

# 介護保険制度改正についてお知らせします

問合せ 市役所介護高齢課介護給付担当 (☎31-4553)

介護保険制度の改正による4月以降の主な変更点などについて、5月号と6月号で2回に分けてお知らせします。

今回の改正により、「高齢者が住み慣れた地域で生活するためのサービスの充実」と「制度を維持していくための費用負担の公平化」などが図られます。介護保険制度の改正に、ご理解、ご協力をお願いいたします。

## 平成27年4月から変更になったこと

### ●特別養護老人ホームの入所基準が原則要介護3以上になりました

特別養護老人ホームへの新規入所は、原則、要介護3以上の方が対象となりました（3月以前に入所されている方は除きます）。ただし、要介護1・2の方でも、やむを得ない事情等で在宅生活が著しく困難な場合は入所が認められる場合があります。

### ●特定入所者介護サービス費の居住費（多床室）の基準費用額が変わりました

すでに介護保険の施設等へ基準費用額の変更についてお知らせしていますが、所得が低い方で施設サービスおよび短期入所（ショートステイ）の多床室を利用している方の居住費（滞在費）負担限度額が、国の基準費用額の改定により**320円から370円**へ変更になりました。

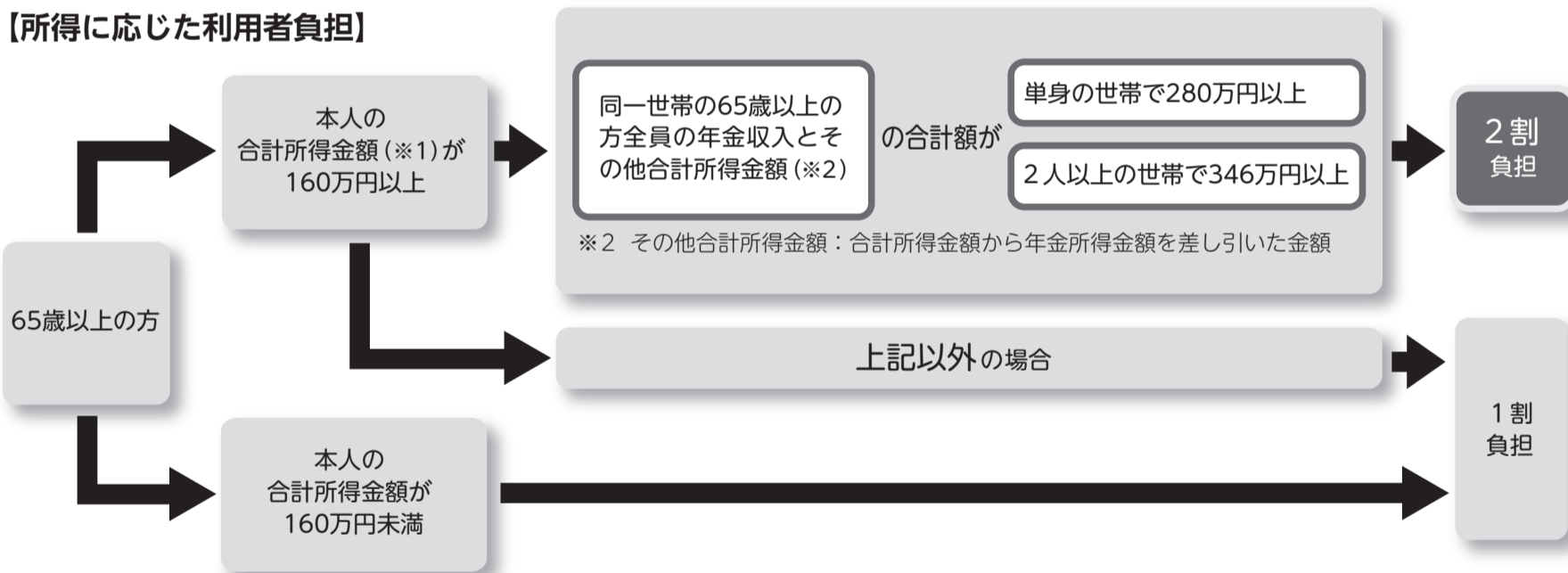
なお、平成27年3月31日までに交付した「負担限度額認定証」は、改定後の金額に読み替えて対応しますので、そのまま使うことができます。  
※多床室：相部屋となっている居室（一部屋当たり4人以下）

## 平成27年8月から変更になること

### ●65歳以上で一定以上の所得がある方の利用者負担が変わります

一定以上の所得がある65歳以上の方（第1号被保険者）は、介護保険のサービスを利用したとき、利用者負担が1割から2割に変更になります。

#### 【所得に応じた利用者負担】



※1 合計所得金額：年金収入や給与収入、事業収入などから公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した金額

#### 【介護保険負担割合証が発行されます】

要支援、要介護の認定を受けている方全員に、負担割合（1割または2割）が記載された「介護保険負担割合証」を平成27年7月頃に発送する予定です。以降、新規に認定を受けた方には順次発送します。

### ●利用者負担軽減確認証の有効期間の取り扱いについて

今回の制度改正に対応するため、以下の確認証の有効期限については、従前どおりの平成27年6月30日までではなく7月31日までとして取り扱います。

- 確認証の名称
- ・社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（ピンク色）
- ・民間サービス等利用者負担軽減確認証（黄色）

また、確認証の「交付年月日」が平成26年7月1日から平成27年3月31日までのもので、「有効期限」が平成27年6月30日となっているものは、7月31日までそのまま使うことができます。

※すでに確認証を交付している方には、介護保険サービス事業所等を通じて、有効期間変更についてお知らせしています。